

習志野市木造住宅耐震診断士登録等要領

制定 平成 22 年 4 月 1 日

改正 平成 28 年 4 月 1 日

改正 令和 4 年 3 月 31 日

(目的)

第 1 条 この要領は、習志野市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱（平成 22 年 3 月 31 日制定。以下「耐震診断費補助金交付要綱」という。）第 2 条第 2 号及び習志野市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成 22 年 3 月 31 日制定。以下「耐震改修費補助金交付要綱」という。）の木造住宅耐震診断士（以下「耐震診断士」という。）の登録その他、要綱の施行に伴い必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領における用語の意義は、耐震診断費補助金交付要綱及び耐震改修費補助金交付要綱の定めるところによる。

(耐震診断士の業務)

第 3 条 耐震診断士は、耐震診断費補助金交付要綱第 2 条第 3 号に規定する木造住宅耐震診断及び耐震改修費補助金交付要綱第 3 条第 3 項に規定する耐震改修工事に係る設計及び工事監理の業務を行うものとする。

(診断士の責務)

第 4 条 診断士は、自覚と誠意をもって業務を遂行し、次の責務を負うものとする。

- (1) 耐震診断士は、前条の業務を行うにあたり、知りえた秘密について、他に漏らしはならない。
- (2) 耐震診断士及び建築士事務所は、耐震診断士の名称を使用して、前条の業務以外の業務を行ってはならない。
- (3) 耐震診断士は前項の業務を行うにあたり、常に第 8 条に定める登録証を携帯するものとし、関係者から提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。

(耐震診断士の登録)

第 5 条 耐震診断士登録は、次に掲げる要件を満たしている者からの申請に基づき行うものとする。

- (1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 4 条第 1 項に規定する一級建築士の免許又は同条第 3 項に規定する二級建築士若しくは木造建築士の免許を受けていること。
- (2) 建築士事務所（建築士法第 23 条第 1 項に規定する建築士事務所をいう。以下同じ。）に所属していること。

(3) 千葉県が開催する既存建築物耐震診断・改修講習会（木造住宅）の課程、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項第1号に規定する登録資格者講習のうち、木造耐震診断資格者講習に関するものまたは平成25年10月29日国土交通省告示第1057号第1号に基づき国土交通大臣が認める登録資格者講習と同等以上の内容を有する講習のうち、木造耐震診断資格者講習に関するもののいずれかを修了していること。

(4) 社団法人千葉県建築士会習志野支部又は社団法人千葉県建築士事務所協会習志野支部に所属していること。

(5) 建築士事務所の開設者（同法第23条の3第1項の規定により当該建築士事務所について登録を受けた者をいう。）以外の者にあつては、耐震診断士登録を受けることについて、その所属する建築士事務所の開設者の同意を得ていること。

（耐震診断士登録の申請）

第6条 耐震診断士登録の申請は、習志野市木造住宅耐震診断士登録申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出させることにより行わせるものとする。

- (1) 一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の写し
- (2) 建築士法第23条の3第2項の規定による通知に係る通知書の写し
- (3) 第5条第3号に掲げる講習を修了したことを証する書類の写し
- (4) 社団法人千葉県建築士事務所協会又は社団法人千葉県建築士会の会員証の写し
- (5) 写真2枚（縦3.5センチメートル×横2.5センチメートル、無帽、無背景、正面上3分身、申請日以前6カ月以内に撮影されたものであること。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（習志野市木造住宅耐震診断士名簿への登録）

第7条 市長は、前条の申請があつた場合において、当該申請をした者を習志野市木造住宅耐震診断士名簿（別記第2号様式）に登録を行うものとする。

（習志野市木造住宅耐震診断士登録証の交付）

第8条 市長は、耐震診断士登録をしたときは、当該耐震診断士登録をした者に対し、習志野市木造住宅耐震診断士登録証（以下「登録証」という。）（別記第3号様式）を交付するものとする。

（耐震診断士登録をした事項の変更等の届出）

第9条 耐震診断士は、第6条の申出をした事項に変更を生じたとき又は登録証を紛失若しくは汚損したときは、速やかに習志野市木造住宅耐震診断士登録事項変更等届出書（別記第4号様式）を市長に提出するものとする。

（登録証の書換え）

第10条 市長は、前条の規定による届出（登録証に記載された事項の変更に係るものに限る。）があったときは、当該届出をした木造耐震診断士に登録証を提出させ、当該登録証に記載された事項を書き換えるものとする。

（登録証の再交付）

第11条 市長は、第9条の規定による届出（登録証の紛失又は汚損に係るものに限る。）があったときは、当該届出をした耐震診断士に対し、新たに登録証を交付するものとする。

（耐震診断士登録の抹消）

第12条 市長は、耐震診断士が次のいずれかに該当するときは、耐震診断士登録を抹消するものとする。

- （1） 登録の抹消の申出があったとき
- （2） 死亡又は失そう宣言を受けたとき
- （3） 虚偽その他不正の手段により耐震診断士登録を受けたとき
- （4） 木造住宅耐震診断を行うに当たり、当該依頼した者の意に反する耐震改修の勧誘
その他耐震診断士の業務に関する不正な又は不当な行為をしたと認められるとき
- （5） 第5条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき

（耐震診断士登録の抹消の通知）

第13条 市長は、前条の規定により耐震診断士登録を抹消したときは、習志野市木造住宅耐震診断士登録抹消通知書（別記第5号様式）により当該耐震診断士登録を抹消した者（同条第2号に該当したときを除く。）に通知するものとする。

（登録証の返還）

第14条 市長は、第12条の規定により耐震診断士登録を抹消された者（同条第2号に該当したときにあつては、その者親族、所属していた建築士事務所の開設者その他の関係者）に対し、登録証を市長に返還するよう求めるものとする。

（習志野市耐震診断士登録名簿の閲覧）

第15条 市長は、補助金の交付を受けて耐震診断を実施しようとする者の利便を図るため、習志野市木造住宅耐震診断士名簿を閲覧に供するものとする。

（住宅の耐震診断の促進等のための措置）

第16条 市長は、木造住宅の耐震診断の促進及び地震に対する安全性に関する市民の意識啓発を図るため、広報活動の実施等必要な措置を講ずるものとする。

（補則）

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。